

津山支縁プロジェクト「新型コロナウイルス感染症禍における販売力強化事業」参加者募集要項

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少している事業者が、新たな販路を開拓するために、ECサイトを活用し、ネット販売のための商品開発、販売促進対策等を行う場合に係る費用の一部を補助し、販売力強化及び販売チャンネルの拡充を図る。

2 事業実施期間 令和2年6月1日（月）～令和2年8月31日（月）

3 参加事業者募集期間 令和2年5月27日（水）～令和2年7月31日（金）

4 参加申込方法 申請書に必要事項を記入のうえ、売上が15%以上減少したことを証する書類を添付して、事務局まで郵送、または、直接持参する。

5 対象事業者

津山市に住所を有し、自社（国内）で製品等を製造、あるいは産品を生産している中小、小規模事業者等（農業法人を含む。）

6 参加要件

要件1

令和2年2月以降の売上が前年又は前々年の同月期と比較して15%以上減少した事業者等、創業一年未満の場合、「最近1ヵ月の売上が、最近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上新高」、「令和元年12月の売上新高」、「令和元年10月から12月までの売上新高の平均額」のいずれかと比較して15%以上減少した事業者等

要件2

津山支縁プロジェクト応援サイト支援2又は4の登録及びECサイトを有していること。

要件3

割引率10%～30%を設定し商品等を販売すること。なお、割引率、割引対象商品は、各事業者で設定できることとする。

要件4

ホームページ、ECサイト等を活用し、事業者等において本強化事業のPRを行うこと。

要件5

商品等の発送、引き渡し、トラブルの対応は、事業者等で行うこと。

要件6

津山市税を滞納していないこと。

要件7

津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

7 補助金の活用

本事業に参加する場合、以下の補助金及び支援メニューを活用することができる。

(1) 販路開拓サポート補助金（新型コロナウイルス感染症禍における販売力強化事業補助）

①補助対象経費 割引額（割引率は10%～30%）及び送料（送料のみは不可）

②補助上限額 20万円

(2) 販路開拓サポート補助金の特例措置（ECサイト等作成補助）

①補助対象経費 ECサイト作成委託費用

②補助率 3/4以内

③補助上限額 50万円

※ただし、4参加要件「要件1」同様に売上が15%以上減少している事業者等に限る。

(3) 専門家派遣プログラムの特例措置（ICT関係専門家の派遣）

ECサイト構築のため、5回を限度に無料で専門家を派遣する。

8 強化事業実施スケジュール

- ① 5月27日（水）から実施要項を公表し参加申込みを開始
- ② 要件を満たした者から参加事業者として登録
- ③ 6月1日に商品等の割引事業開始の告知・PRを実施
（市、センターHP、SNS、新聞に掲載、津山珈琲倶楽部メンバーに情報発信）
- ④ 開始後は、追加する参加事業者等が決まり次第、随時、支援サイトにアップ

9 補助金交付までの流れ

- ① 津山支縁プロジェクトへ登録
 - ② 補助申請（売上が15%以上減少したことを証する書類提出）
 - ③ ECサイト立上げ（すでにECサイトを有している場合は省略）
 - ④ 強化事業参加⇒商品等販売
 - ⑤ 期間終了後に実績報告（販売実績等提出）
- ※後日、追加で実績に係る資料提供を求める場合があります。
- ⑥ 補助金交付

10 事務局

〒708-0004

津山市山北663番地東庁舎1F

つやま産業支援センター